

令和7年 労働災害発生状況一覧表（林業）

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間	年代	経験 年数	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
1	玉切	飛来物・落下物	山林	R7.1.24	8:50	40	1年～10年未満	チェーンソーで玉切り作業をしようした作業員Aの斜め下方で、被害者Bが集材作業を行っていた。このため、作業員Aは被害者Bに退避を指示し、退避確認後に玉切り作業を行った。しかし、被害者Bは、玉切りした丸太が下方に転がったことから、その丸太から他の立木を守ろうとして、その丸太に接触・負傷した。	右脚脛骨高原骨折 [3ヶ月]	・退避を確認したとはいえ、上下作業になってしまった。 ・経験が浅い作業員Bへの安全指示の不徹底（急押し不足）。	・作業計画を作業員全員で共有する。 ・安全確認の徹底する。
2	かかり木	飛来物・落下物	山林	R7.1.27	10:00	20	1年～10年未満	被害者が、チェーンソーで枯木を伐採したところかかり木となったため、手で押したところ、自身の方向に倒れてきた。避難行動をとったが間に合わず負傷した。	背中打撲 [14日]	・自己判断による誤った対応 ・退避場所の確保不足	・牽引具による適切なかかり木処理の徹底する。 ・避難場所を確保するとともに、避難の支障となる物はあらかじめ除去する。
3	集材	架線	山林	R7.2.20	10:05	20	1年～10年未満	（被害者に記憶がないため現場状況からの推測） 作業員Aは、ウインチ付重機の操縦をしていたが、繊維ロープの張力が外れたため、無線で被害者Bに呼びかけたが応答がなかったため確認したところ、切れた繊維ロープが首に巻き付いた状態で倒れている被害者Bを発見した。 被害者Bは、荷掛け作業をしていたが集材木が切株に引っ掛かったため集材木に接近。そのタイミングで繊維ロープの破断し、首に線維ロープが巻き付いたと推測される。	頭頸部外傷 [2日]	・張力がある状態の繊維ロープに近づいてしまった。	・張力のかかった状態のロープには近づかない。 ・使用する繊維ロープの耐久性を確認し、定期的に交換する。 ・繊維ロープの特性、適切な使用方法、危険性について教育を実施する。
4	かかり木	飛来物・落下物	山林	R7.2.25	12:15	70	20年～30年未満	チェーンソーで枯木を伐採したところ、かかり木となった。かかり木処理をする為に周囲の片づけをしていたところ、かかり木が外れ接触・負傷した。	頭蓋部打撲 [2週間]	・かかり木が動く可能性があるのに、安易に近づいてしまった。	・かかっている木は、いつ落下するかわからないので、その下や周辺での作業を行わない。 ・事前に作業エリアを整理しておく。
5	移動	転倒	山林	R7.4.8	9:45	50	10年～20年未満	チェーンソーでの伐採作業中に、樹幹が大きく（3 m程度）裂けあがったため退避行動をとった。その際にバランスを崩し左手を地面に強打した。	左手の骨折 [2～3ヶ月間]	・予想外の裂けあがりが生じたため、慌てた避難行動になった。	・伐採作業に先立ち各方面から十分に観察・検討する。 ・伐採による影響が分からない場合には、他の作業員にも相談する。 ・樹冠や樹幹の動きを確認しながら、伐採作業を行う。
6	玉切	跳ね返り	山林	R7.5.2	9:00	40	10年～20年未満	チェーンソーで玉切り作業を行っていたところ、材木の跳ね返りで体が押され腰を負傷。玉切りしていた木は、曲がっておりテンションが掛かった状態であった。	腰椎骨折	・テンションが掛かった木を、長材で処理しようとしたため、跳ね上がりが予想の規模以上に大きかった。 ・作業開始直後だったため、体が固かった。	・重機を利用して負荷が掛からないように玉切りを行う。 ・木の状況を観察し負荷を取り除いてから作業を行う。 ・作業開始前には体操やストレッチを十分に行う。
7	集材	その他	山林	R7.5.22	12:00	30	1年未満	昼休みに、体がだるく感じられたため、体調の異変を班員に伝えて、病院に連れて行ってもらい熱中症と診断された。初夏で、体が、暑さに十分に慣れていない状態であった。	休業 [1日]	・熱中症対策が出来ていなかった。 ・熱中症の指導不足であった。	・熱中症に関する教育を徹底する。 ・熱中症対策資材（スポーツ飲料や塩タブレット、吸水性のあるTシャツ）の支給時期は、気象状況を踏まえて行う。
8	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.6.7	8:30	70	50年～60年未満	チェーンソーで栗の木を伐採した際、伐採対象とは別の木（樫）も倒れ、被害者に接触した。 接触した樫の木には葉が付いていたが、被害者の位置からは見えない面に腐朽（規模：高さ約2 m）があった。このことから、被害者は、倒れた樫の木を健全な状態と判断した可能性がある。 なお、樫の木は根元から倒れていたことから、伐採した栗の木の枝が樫の木に引っかかり、その影響で倒れたものと推察される。	死亡	・周辺木の異常を発見できなかった。 ・枝のかかりを予測できなかった。	・伐採前に、作業範囲内の見回りを行う。
9	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.6.12	13:15	60	20年～30年未満	高所作業車を使用し、地上約3mの高さでトップハンドルチェーンソーによる枝落とし作業を行っていた。使用していたチェーンソーは、本来、両手で確実に保持して操作することが求められる機種であったが、枝がチェーンソーの振動で揺れて伐採作業が困難であったこと、また伐採枝を自然落下させず安全な位置に誘導する必要があったため、やむを得ず、利き手ではない左手のみでチェーンソーを操作し、右手で枝を保持しながら作業を行った。 その際、枝元が跳ね返り、その勢いでチェーンソーが右前腕部に接触し、裂傷を負った。	右前腕部裂傷 [4日以上]	チェーンソーの基本姿勢が保てない状況で作業を行った。	・チェーンソー作業における片手操作の禁止。 ・チェーンソー作業時の基本姿勢の徹底。 ・片手作業が必要な場面では手ノコを使用する。
10	玉切	飛来物・落下物	山林	R7.6.26	10:30	20	1年～10年未満	作業道開設のための支障木伐倒作業中に発生した労働災害。 被災者は、傾斜約30度の斜面において、伐倒木（マツ、樹高約20m、胸高直径約40cm）をチェーンソーで造材（玉切）するため、伐倒木の上部（山側）で作業を行ったが、切断に至らなかった。そのため、伐倒木の下部（谷側）に移動して作業を継続したところ、切断された木が滑り落ち、被災者に衝突したものと推察される。	骨折（骨盤、あばら骨、背骨）、内臓圧迫 [4日以上]	・伐倒木を造材しなくても済むように、倒す方向を事前に決定しておくべきだった。 ・伐倒木が造材（玉切）時に滑り落ちないよう、適切な対策を講じなかった。	・谷側からの玉切りは禁止する。 ・安全に作業できる方法を検討する。 ・経験年数の少ない技術者は、指導者クラスに助言を求める。 ・自信のない作業では、指導者クラスに助言を求める。
11	下刈	虫・動物	山林	R7.8.4	7:30	20	1年～10年未満	被害者が、1 m程の高さの雑草が生えた山林で下刈り作業中、誤って蜂の巣を刺激してしまい刺された。	蜂刺され [3日]	・事前にハチの巣の点検を行わなかった。 ・ハチに刺された後に、10分程度様子をみて作業を再開した。応急処置（ハチ毒吸引）は行わなかった。	・作業前にハチの巣の点検を行うようにする。 ・作業中に蜂を確認した際は、作業をいったん止め周辺の様子を確認する。 ・空調服を着用するなどして、刺されるリスクを軽減する。 ・ハチ毒等の吸引機を常備する

令和7年 労働災害発生状況一覧表（林業）

番号	作業種別	原因別	場所	発生日	時間	年代	経験 年数	災害発生状況	傷病の程度	発生原因	再発防止策
12	伐採	飛来物・落下物	山林	R7.8.20	12:00	30	1年～10年未満	枯木の伐採作業中、枯木の上部が突然折れて落下し、被災者の頭部付近を直撃した。被災者は頭部を防御しようと右腕を上げた際、右前腕部を強打し負傷した。	右前膊骨折〔3ヶ月〕	・枯木がもろく折れやすくなっていた。 ・足元斜面の傾斜が急で、退避ができなかった。	・伐倒する対象を作業前によく観察する。 ・十分な距離離れた退避場所と、経路を確認したうえで作業に掛かる。 ・退避場所が確保できないようであれば、伐採対象から外す検討をする。
13	伐採	虫・動物	宅地	R7.8.22	8:30	30	1年～10年未満	被害者が、庭木を伐採するにあたり、その周辺の藪をチェーンソーで伐ったところ藪の中にアシナガバチの巣があり刺された。	蜂刺され〔1日〕	・事前にハチの巣の点検を行わなかった。 ・ハチ防護服を着ずに作業した。 ・ハチに刺された後に、吸引機を使わずに口で毒を吸い出した。	・作業前にハチの巣の点検を行うようにする。 ・ハチに刺された場合の応急処置の仕方を周知する。 ・ハチの巣があれば除去してから作業を始める。 ・ハチ毒等の吸引機を常備する。